

令和2年12月17日（木曜日）

○出席議員（13名）

	議 長	中 川	達 君		7 番	生 田	勇 人 君
1 番	土 屋	克 之 君	8 番	恩 道	正 博 君		
2 番	西 尾	雄 次 君	9 番	北 川	悦 子 君		
3 番	米 田	一 香 君	10 番	夷 藤	満 君		
4 番	磯 貝	幸 博 君	11 番	清 水	文 雄 君		
5 番	小 谷	一 也 君	12 番	南	守 雄 君		
6 番	七 田	満 男 君					

○説明のため出席した者

町	長	川 口 克 則 君	町民福祉部住民課担当課長 兼環境管理室長	宮 崎 重 幸 君
教 育	長	久 下 恭 功 君	町民福祉部 子育て支援課長	高 平 紀 子 君
総 務 部	長	棚 田 進 君	町民福祉部 保険年金課長	助 田 有 二 君
町民福祉部長		上 島 恵 美 君	町民福祉部保険年金課 担当課長兼福祉課担当課長 (保健センター担当)	山 田 卓 矢 君
町民福祉部担当部長 (保険年金・福祉担当)		出 嶋 剛 君	町民福祉部 福祉課長	北 正 樹 君
都市整備部長 兼北部開発推進室長		銭 丸 弘 樹 君	都市整備部 企画課長	四 月 朔 日 松 英 君
都市整備部担当部長 (企画・地域産業振興担当)		松 井 賢 志 君	都市整備部 地域産業振興課長	橋 本 良 君
都市整備部担当部長 (上下水道担当)		高 橋 均 君	都市整備部地域産業振興 課長兼観光振興室長	長 谷 川 万 里 子 君
教育委員会教育部長		上 出 功 君	都市整備部都市建設課長 兼北部開発推進室長補佐	上 前 浩 和 君
消防本部消防長		高 道 三 春 君	都市整備部 上下水道課長	法 利 康 博 君
総務部総務課長		中 川 裕 一 君	会計管理者 兼会計課長	神 農 孝 夫 君
総務部総務課 人事秘書担当課長		吉 田 真理子 君	教育委員会教育部学校教育課長 兼学校給食共同調理場所長	堀 川 竜 一 君
総務部財政課長		宮 本 義 治 君	教育委員会教育部文化スポーツ課長 兼図書館長兼男女共同参画室長	上 出 勝 浩 君
総務部税務課長		北 野 享 君	消防本部消防次長 兼消防署長	重 島 康 人 君
町民福祉部長 住民課長		福 島 誠 一 君		

○職務のため出席した事務局職員

事務局 長 田 中 義 勝 君 事務局 書記 小 坂 しおり 君
事務局 参事兼次長 東 康 弘 君

○議事日程（第4号）

令和2年12月17日 午後1時開議

日程第1

議案一括上程

議案第82号 令和2年度内灘町一般会計補正予算（第7号）から

議案第94号 内灘町体育施設（総合体育館等）の指定管理者の指定についてまで

請願第3号 国の責任による「20人学級」を展望した少人数学級の前進を求める請願

請願第4号 「日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書」の提出を求める請願書

日程第2

追加議案の上程

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

提案理由の説明

日程第3

議会議案第4号 防災・減災、国土強靱化対策の継続・拡充を求める意見書の提出について

議会議案第5号 新しい学校スタイルを実現するための定数改善を求める意見書の提出について



午後1時00分開議

○開 議

○議長【中川達君】 ただいまの出席議員は13名であります。よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。



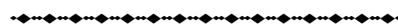
○諸般の報告

○議長【中川達君】 本日の会議に説明のため出席をしている者は、8日の会議に配付の説明員一覧表のとおりであります。



○議案一括上程

○議長【中川達君】 日程第1、去る12月10日、各常任委員会に付託いたしました議案第82号令和2年度内灘町一般会計補正予算（第7号）から議案第94号内灘町体育施設（総合体育館等）の指定管理者の指定についてまでの13議案及び請願第3号国の責任による「20人学級」を展望した少人数学級の前進を求める請願、請願第4号「日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書」の提出を求める請願書を一括して議題といたします。



○委員長報告

○議長【中川達君】 これより各常任委員会に

おける議案審査の経過並びに結果の報告を求めます。

小谷一也総務産業建設常任委員会委員長。

〔総務産業建設常任委員長 小谷一也君 登壇〕

○総務産業建設常任委員長【小谷一也君】 令和2年内灘町議会12月会議において、総務産業建設常任委員会に付託されました議案の審査の経過と結果について、ご報告申し上げます。

付託されました議案につきましては、関係部課長からそれぞれ詳細な説明を求め、慎重に審査を重ねた結果、議案第82号令和2年度内灘町一般会計補正予算(第7号)第1条歳入歳出予算の補正中、歳入全部、歳出2款総務費1項総務管理費、2項徴税费、4項選挙費、7款商工費1項商工費、8款土木費2項道路橋りょう費、3項都市計画費、4項住宅費、9款消防費1項消防費、12款公債費1項公債費、13款諸支出金2項基金費の各款項及び第2条地方債の補正、第3条繰越明許費、2款総務費1項総務管理費、2項徴税费については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第85号内灘町税外歳入の延滞金等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第88号公共下水道事業受益者負担金及び分担金に関する条例の一部を改正する条例についての2議案については、いずれも妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第92号内灘町産業支援センターの指定管理者の指定については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

次に、新規に提出されました請願の審査の結果をご報告いたします。

請願第4号「日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書」の提出を求める請願書については、賛成多数で採択することに決しました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました議案の審査の経過並びに結果についての報告を終わります。

令和2年12月17日

総務産業建設常任委員会委員長 小谷一也

○議長【中川達君】 ご苦労さまでした。

清水文雄文教福祉常任委員会委員長。

〔文教福祉常任委員長 清水文雄君 登壇〕

○文教福祉常任委員長【清水文雄君】 令和2年内灘町議会12月会議において、文教福祉常任委員会に付託されました議案の審査の経過と結果について、ご報告申し上げます。

付託されました議案につきましては、教育長及び関係部課長から詳細な説明を求め、慎重に審査を重ねた結果、議案第82号令和2年度内灘町一般会計補正予算(第7号)第1条歳入歳出予算の補正中、歳出2款総務費3項戸籍住民基本台帳費、3款民生費1項社会福祉費、2項児童福祉費、4款衛生費1項保健衛生費、10款教育費1項教育総務費、2項小学校費、3項中学校費、4項社会教育費、5項保健体育費の各款項については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

なお、10款教育費2項小学校費及び3項中学校費のGIGAスクール事業に関して、附帯意見の報告をさせていただきます。

今年度は、12月会議までの予算執行によって、本町の小中学校において児童生徒に1人1台のタブレット端末が配付されるなど、情報機器類を中心とするハード面の教育体制が整えられるに至りました。

今後は、そうした情報機器類を活用した授業が行われることとなりますが、高度な情報機器類を駆使する授業においては、往々にして個々の教師間における情報リテラシーの格差がそのまま、教育現場では児童生徒の教育格差となって顕現することが懸念されます。

教育の機会均等の観点から、本町においては、そうした事態を極力避けるべく個別教師の情報リテラシーの向上を図るため、教員の研修の着実な実施やICT支援員の増員など、実効性のあるサポート体制を確立すべく、執行部において真剣な取組をされるよう申し添

際社会が保っている安全保障上のバランスを崩すことになり、逆に不安定な国際状況をつくり出す可能性が大いにあります。

また、中国は、急速に軍備増強が進み、頻繁に尖閣諸島や日本の領海や南シナ海に侵入しており、アジアの安全保障の環境は厳しくなってきました。また、テロやサイバー攻撃など、国境を越えた脅威も広がってきております。

核兵器のない世界の実現に向けては、現実には核兵器が存在する間は、国家安全保障戦略でも明確に述べられているとおり、核抑止力を含むアメリカの拡大抑止が不可欠であります。したがって、日本が核軍縮を追求することと、アメリカの核抑止に依存しつつ国の安全保障の確保という最重要な責を果たしていくことは、何ら矛盾するものではないと考えます。

以上のことから、私は請願第4号には反対です。

議員各位の賛同をお願いいたしまして、私の反対討論を終わります。

○議長【中川達君】 ほかに討論ございませんか。

2番、西尾雄次議員。

〔2番 西尾雄次君 登壇〕

○2番【西尾雄次君】 議席番号2番、立憲民主党、西尾雄次です。

請願第3号国の責任による「20人学級」を展望した少人数学級の前進を求める請願について、この請願の採択に反対する立場から討論を行います。

公立小中学校の1クラス当たりの児童生徒数については、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律、簡略化して義務標準法とも呼ばれておりますが、この法律の規定によって定められております。

現時点でこの法律の定めるところの1クラス当たりの児童生徒数は、小学1年生においては35人、小学2年生から中学3年生までは

40人であります。

ただいま議題となっておりますこの請願は、究極的には20人学級を目指すものであり、そのため漸進的な教職員の増員を図り、我が国の教育環境を現状よりもさらに充実したものにしようとの趣旨であると理解しております。そしてこの請願が目指すその目標の方向性に関しては、私も全面的にこれに賛同しているものであります。

しかしながら、1クラス当たりの児童生徒数を大幅に減らすことは、教職員の大幅な増員が必要であることから財政的にも容易なことではなく、現に我が国におけるその歩みは遅々たるものであります。

1クラス当たりの人数の減員を目指すこの改善の経緯は、この法制度が始まった昭和34年度から38年度までが1クラスは50人でありました。その後、法改正があり、昭和39年度から54年度までが45人、また法改正があり、昭和55年度から平成23年度までが40人、そして平成24年度からようやく、現行の小学1年生のみが35人、小学2年生から中学3年生までは引き続き40人という状態なのであります。

ちなみに、この平成24年度からの小学1年生だけを40人学級から35人学級に変えるために、国において4,000人の教職員定数の改善が必要になったように記憶しております。

ところで、GDP、つまり国内総生産に占める教育の公的支出のランキングにおいて日本は、OECD加盟国では38か国中で下から2番目という、誠に惨たんたる状態なのであります。GDP比でも教育の公的支出が上位を占めるノルウェーやフィンランドのような教育先進諸国では、1クラス当たりの人数も20名以下程度であると思えます。

しかし、日本のように、60年かけても、それでも理想的なクラス人数を達成できない国、つまり教育にお金をあまりかけようとはしない国、もっと言えば、教育の充実こそが国家百年の計の礎であるとする米百俵の精神をすっ

かり忘れてしまっているような国の現状においては、性急に北欧のような教育先進諸国並みの20人学級を標榜するのは、主張としてはよいとしても、どう考えても現実的な解決策であるようには思えないのであります。

この12月会議では、30人以下学級の実現を求める議会議案、新しい学校スタイルを実現するための定数改善を求める意見書の提出についてが提案される予定であります。1クラス当たりの人数を減らし、全ての学年で30人以下学級の達成を目指すという意味では、基本的には、今議論している20人学級を目指しているこの請願と同じ方向に向かっているものであると思います。

教職員の増加にかたくなまでに抵抗し続けている財務省の堅塁を破って、1クラス当たりの人数をより理想に近い数まで減らし、日本の未来そのものである小中学校教育の環境をより良好なものにするためには、都道府県から市町村に至るまで、日本中の全ての地方自治体が結束、一致団結した力で国をつき動かすことが必要であると思うのであります。それゆえに、議会が一丸となって、教育の充実を真剣に求めている国民や町民の声を代弁し、財務省を動かす必要があると思うのであります。

そのため、この12月議会に提案を予定している議会議案に議会としての意思を集約し、より実現性の高い要求をもって政府に迫ることが肝要であると思うのであります。二兎を追うものは一兎をも得ずの教訓を忘れず、その愚を避ける必要があります。

以上、この請願の採択に反対をする理由を述べて、私の反対意見といたします。

ありがとうございました。

○議長【中川達君】 ほかに討論ございませんか。

9番、北川悦子議員。

〔9番 北川悦子君 登壇〕

○9番【北川悦子君】 議席番号9番、北川悦

子です。

請願第3号、請願第4号に賛成の立場で討論します。議員の皆様のご賛同をよろしくお願いします。

まず、請願第3号国の責任による「20人学級」を展望した少人数学級の前進を求める請願について、9月会議では継続、そして今12月会議では、委員会報告では不採択でした。

今朝のラジオを聞いてましたらニュースで、35人学級で閣議決定をされる模様というニュースが流れていました。これは、このコロナの感染を経験して少人数学級をとという皆さんの声が反映したものではないだろうかということで一歩前進したというふうに、とてもうれしく思っています。

しかし、これで35人以下で十分かといえますと、先ほども西尾議員からの反対討論もありましたように、日本は本当に教育に予算をかけない、大変貧しいところであります。

そこで物理的にちょっと見ますと、公立の小中学校の平均面積は64平方メートルであり、現在1年生は35人ですが、40人学級では感染症予防のために児童生徒間の十分な距離を確保することが困難な状況です。

また、政府が進めている、子供たちに1人1台、内灘町も同じですが、端末を整備するGIGAスクールにおいては、本や資料も一緒に使うため日本の机は小さく、タブレット、教科書、資料を一遍に乗せると机の上からあふれてしまいます。机を大きくすれば40人学級は困難になります。

日本大学の末富芳教授は、「国際的な潮流は、考えるだけではなく、考えた上で対話し、行動できる力を重視する方向です。そして新型コロナだけでなく、大規模気候変動や人口増など地球規模で解決しなければならない課題が出てくる中、子供たちの能力を未来志向で伸ばしていく必要があります。少人数教育は、エリート養成とともに理解度が厳しい子を丁寧育てるためにも非常に有効です」と述べて

います。

どの子にも分かる教育、行き届いた教育、その子の持っている生きる力を伸ばす教育のためには、今までの歩みではなく20人学級を展望して、その上で教職員定数改善計画を立て標準法を改正する請願に、議員の皆様の賛同をお願いしたいと思います。

次に、請願第4号「日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書」の提出を求める請願に賛成の立場で討論します。

「米国防長官がなぜ核廃絶支持に至ったか」と題された論文で、ペリー氏は、キューバのミサイル危機（1962年）や、77年の米警戒システムの誤作動による核戦争の瀬戸際を自らが体験して、米国の抑止政策は、文明終えんを招く核戦争を防ぐには不十分との教訓を得たと指摘をしております。

私たちは不幸なことに、戦争で唯一、核兵器の被害を国民が受けた国なんです。核兵器廃絶の先頭に立たなければならない国、核兵器を持つことも禁止けれども核兵器を使うことも国際社会が許さないという、この来年1月22日に発効が決まった核兵器禁止条約に参加すべきだと思います。

皆様のご賛同をお願いして、討論を終わります。

○議長【中川達君】 ほかに討論ございませんか。

4番、磯貝幸博議員。

〔4番 磯貝幸博君 登壇〕

○4番【磯貝幸博君】 議席番号4番、磯貝幸博です。

私は、請願第4号「日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書」の提出を求める請願に反対の立場から討論させていただきます。

まず初めに、私は、世界で唯一の戦争被爆国に生まれた政治家として、核兵器の廃絶に賛成であるという立場を明確にしておきたいと思っております。

核兵器の廃絶は、広島、長崎で被爆され、今なお苦しむ方々の心からの願いでもあり、私も同じ思いでございます。

私は、平成30年3月会議でも同条約への署名、批准について反対討論をいたしました。条約への署名、批准に関しては大きく2点の課題があると考えます。

一つは、核保有国が一国も署名、批准していないという事実です。禁止に対する効果が及ばないということになります。核保有国やその影響を受ける周辺諸国の微妙な軍事バランスを崩し、具体的な方法を強いることができるのでしょうか。また、日本政府も核兵器廃絶へのたゆまぬ努力を続けています。

令和2年12月8日、国連総会本会議において、政府の提出した核兵器廃絶に向けた決議案が採択されました。政府が核兵器不拡散条約（NPT）体制の維持、強化に向け、核軍縮において国際社会が一致して直ちに取り組むべき行動の指針と未来志向の対話の重要性を強調した結果、核兵器保有大国である米国と英国を含む賛成150か国の賛同を得たのです。内灘町議会として、町を守るために、このような現実的な枠組みでより一層の努力を続けることを支えることが重要ではないでしょうか。

平和憲法を有する、我が国に隣接する核保有国である中国、ロシア、北朝鮮の3か国が残念ながらこの決議案に反対している。また、この署名、批准を求める核兵器禁止条約にも参加をしていない。核兵器による様々な危機がまさにすぐそこにあるわけでございます。

批准行為は、この安全・安心を維持する日米同盟の関係にくさびを打つことになると考えられます。政府は、核兵器禁止条約が目指す核兵器廃絶という目標を共有する一方、北朝鮮の核ミサイル開発は、日本及び国際社会の平和と安定に対する脅威であると認識をしております。核兵器の使用をほのめかす相手に対しては、通常兵器のみでは抑止を効かせることは困難であるため、日米同盟の下で核兵器を有

する米国の抑止力を維持することが必要だとの立場を表明しています。

日本の安全・安心は、日米同盟による米国の核を持つ軍事力による強固な後ろ盾によって保障されているのが現実ですが、署名、批准によって、核を持つ米軍には様々な面で協力できないことになってしまいます。

日本には脅威がすぐそこにあるわけです。莫大な予算を投じて軍拡を進め、中国や北朝鮮は核の保有を増やしたと見られています。核兵器の小型化、S L B M、弾道ミサイルの開発、また新兵器の開発、また東シナ海の安全を脅かす軍事施設の建設、尖閣諸島周辺の領海侵犯の常態化、領空侵犯など、いとまがありません。

私は、内灘町の安全・安心を、その維持、継続、発展を心から願う者として、この請願第4号に反対するものでございます。

議員の皆様のご賛同を願ひまして、私の反対討論を終わります。

○議長【中川達君】 3番、米田一香議員。

〔3番 米田一香君 登壇〕

○3番【米田一香君】 議席番号3番、米田一香です。

請願第4号「日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書」の提出を求める請願に賛成の立場から討論をいたします。

核兵器禁止条約は、50か国の批准を経て、令和3年1月22日に発効することとなりました。非人道的な核兵器の廃絶に向けて、核兵器の製造や保有等を違法とする国際的な規範となるものです。

核兵器の廃絶を実現するためには、現実には核保有国がそれに向けて取り組む必要がございます。しかしながら、現在のところ、この条約に核保有国は反対をし、批准に至っておりません。

これまで我が国は、唯一の戦争被爆国として、核兵器保有国と非保有国双方への働きかけに取り組んできていることは言うまでもあ

りませんが、安全保障の立場からこの条約の批准に至っていない現状です。

この条約の実効性を高めるためには、核兵器保有国とその同盟国、そしてその他多くの国が参加し、核兵器のない世界を目指し議論を深めることが必要です。そのためにも、我が国がこの条約に署名、批准をすることで核兵器廃絶の姿勢をこれまで以上にはっきりと国内外に示し、これまで以上に保有国と非保有国の積極的な橋渡し役に努めていくべきだと私は考えます。

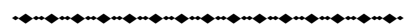
戦争の悲惨さ、核兵器の恐ろしさ、平和の大切さについて、これから生きる子供たちに伝えていかなければならない立場にある私たち大人が、安全保障を理由にこの条約を批准しないという姿勢を取り続けることこそ次の世代に間違ったメッセージを、我が国の、また世界中の子供たちに伝えることになるのではないかと懸念をいたしているところです。批准により、世代を超えて国防の議論がこれまで以上に深まることも期待されます。

このようなことを踏まえ、地方議会から国に対し声を届けることが今まさに必要なのではないのでしょうか。

平成4年に非核平和都市宣言を決議しております当議会から、党派を超えて人道的な視点から皆様方のご賛同をいただけますようお願いを申し上げます。私の討論といたします。

ありがとうございます。

○議長【中川達君】 これをもって討論を終了いたします。



○表 決

○議長【中川達君】 これより議案の採決に入ります。

まず、議案第82号令和2年度内灘町一般会計補正予算（第7号）を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【中川達君】 起立全員であります。よって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

○議長【中川達君】 次に、議案第83号令和2年度内灘町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、議案第84号令和2年度内灘町介護保険特別会計補正予算（第2号）の2議案を一括して採決いたします。

各議案に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【中川達君】 起立全員であります。よって、議案第83号及び議案第84号の2議案は、いずれも原案のとおり可決されました。

○議長【中川達君】 次に、議案第85号内灘町税外歳入の延滞金等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第86号内灘町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、議案第87号内灘町介護保険条例の一部を改正する条例について、議案第88号公共下水道事業受益者負担金及び分担金に関する条例の一部を改正する条例についての4議案を一括して採決いたします。

各議案に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【中川達君】 起立全員であります。よって、議案第85号から議案第88号までの4議

案は、いずれも原案のとおり可決されました。

○議長【中川達君】 次に、議案第89号内灘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【中川達君】 起立全員であります。よって、議案第89号は原案のとおり可決されました。

○議長【中川達君】 次に、議案第90号内灘町学童保育クラブ設置条例の一部を改正する条例について、議案第91号内灘町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についての2議案を一括して採決いたします。

各議案に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【中川達君】 起立全員であります。よって、議案第90号、議案第91号の2議案は、いずれも原案のとおり可決されました。

○議長【中川達君】 次に、議案第92号内灘町産業支援センターの指定管理者の指定について、議案第93号内灘町屋内温水プールの指定管理者の指定について、議案第94号内灘町体育施設（総合体育館等）の指定管理者の指定についての3議案を一括して採決いたします。

各議案に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり

決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【中川達君】 起立全員であります。よって、議案第92号から議案第94号の3議案は、いずれも原案のとおり可決されました。

○議長【中川達君】 次に、継続審査となっております請願を採決いたします。

請願第3号国の責任による「20人学級」を展望した少人数学級の前進を求める請願を採決いたします。

本請願に対する委員長の報告は、不採択であります。

したがって、原案について採決いたします。

お諮りいたします。請願第3号国の責任による「20人学級」を展望した少人数学級の前進を求める請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【中川達君】 起立少数であります。よって、請願第3号は不採択とすることに決定いたしました。

○議長【中川達君】 次に、今12月会議までに受理しました請願を採決いたします。

請願第4号「日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書」の提出を求める請願書を採決いたします。

本請願に対する委員長の報告は、採択であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【中川達君】 起立少数であります。よって、請願第4号は不採択とすることに決定いたしました。



○追加議案の上程

○議長【中川達君】 日程第2、追加議案の上

程を行います。

諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてから諮問第4号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてまでの4議案を一括して議題といたします。

なお、追加提出された議案につきましては、お手元に配付してあります議事日程第4号に記載のとおりでありますので、ご了承願います。



○提案理由の説明

○議長【中川達君】 町長より追加議案に対する提案理由の説明を求めます。川口克則町長。

〔町長 川口克則君 登壇〕

○町長【川口克則君】 議員各位におかれましては、連日にわたり慎重なるご審議をいただき、今ほどは全ての議案について議決を賜り、誠にありがとうございます。

それでは、ただいま追加提案いたしました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

諮問第1号、諮問第2号及び諮問第3号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきましては、いずれも、令和3年3月31日をもって任期が満了いたします現委員の松田京子氏、中村由利子氏及び山崎哲雄氏を引き続き法務大臣に推薦いたしたく、議会の意見を求めるものでございます。

諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきましては、現委員の北西則夫氏が令和3年3月31日をもって任期満了を迎えるため、その後任候補者として長谷川肇氏を法務大臣に推薦いたしたく、議会の意見を求めるものでございます。

以上、追加議案の提案理由につきましてご説明申し上げます。適切なるご決議を賜りますよう、お願い申し上げます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長【中川達君】 提案理由の説明は終わりました。

れました。

ただいま可決された意見書の提出先及びその他の処理方法につきましては議長に一任願います。



○閉議・散会

○議長【中川達君】 以上で今12月会議に付議されました議件は全部議了いたしました。

よって、令和2年内灘町議会12月会議を散会いたします。

皆様方におかれましては、コロナ感染拡大の中、体調管理、そして十分に注意して、よりよき新年を迎えられますよう心からご祈念を申し上げまして、本会議を閉じさせていただきます。

ご苦労さまでございました。

午後1時56分散会